

# 新型コロナウイルス感染症の影響により、次の要件を満たす方は **国民健康保険税が減免**となります。

## 【国保税の減免の対象となる方】

①新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者が死亡し、又は重篤な傷病を負った世帯の方

⇒ **国保税を全額免除**

②新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の収入減少(※)が見込まれる世帯の方

⇒ **国保税の一部を減額**

※国保税が一部減額される具体的な要件

世帯の主たる生計維持者について

- (1) 事業収入や給与収入など、収入の種類ごとに見た収入のいずれかが、前年に比べて30%以上減少する見込みであること
- (2) 前年の所得の合計額が1000万円以下であること
- (3) 収入減少が見込まれる種類の所得以外の前年の所得の合計額が400万円以下であること

注：申請にあたっては、収入を証明する書類が必要となります。

## 【減免額の計算方法】

**減免対象国保税額 (A×B/C) に減免割合 (D) をかけた金額**です。

減免対象の国保税額 (A×B/C)

A:世帯の被保険者全員について算定した国保税額

B:世帯の主たる生計維持者の減少が見込まれる収入にかかる前年の所得額

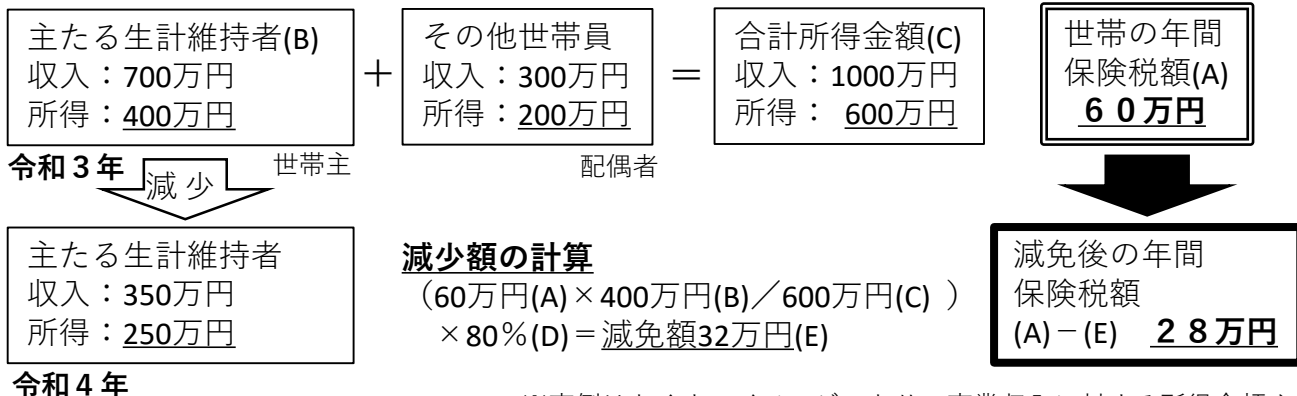
C:主たる生計維持者及び世帯の被保険者全員の前年の合計所得金額

主たる生計維持者の前年合計所得金額に応じた減免割合 (D)

300万円以下の場合 : 全部(100%)  
400万円以下の場合 : 80%  
550万円以下の場合 : 60%  
750万円以下の場合 : 40%  
1,000万円以下の場合 : 20%

※主たる生計維持者の事業等の廃止や失業の場合には、前年の合計所得金額にかかわらず、減免割合を100%とします。

参考事例) 夫婦2人世帯で自営業を営んでいる方



※事例はあくまでイメージであり、事業収入に対する所得金額や年間保険税額は実際とは異なります。

# 新型コロナウイルス感染症の影響により、次の要件を満たす方は **国民健康保険税が減免**となります。

## 【必要書類】

※各申請書は町ホームページから取得いただくか、ご連絡いただければ郵送いたします。

### 共通

- ・国民健康保険税減免申請書
- ・申請者の本人確認ができるもの  
(運転免許証等の顔写真付の身分証明書の場合は1点、顔写真なしの保険証等身分証明書の場合は2点)

申請理由① 主たる生計維持者が死亡し又は重篤な疾患を負った方

- ・死亡診断書、医療機関からの治療内容がわかる書類の写しなど

申請理由② 主たる生計維持者が事業を廃止又は失業した方

- ・廃業・失業を証明する書類の写し

申請理由③ 主たる生計維持者の収入が減少した方

- ・事業収入等の状況申告書
- ・令和3年分確定申告の写し または 令和3年分給与の源泉徴収票の写し
- ・令和4年の会計帳簿、給与明細書等、収入が前年と比較して30%以上減少していることが確認できる書類

## 【適用】

令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間の国民健康保険税に適用

## 【申請期限】

令和5年3月31日まで

ご自身が減免の対象となるか、申請に必要な書類等の詳細については、まずは南伊勢町 税務住民課 国保医療係にお問い合わせ下さい。

南伊勢町 税務住民課 国保医療係 電話：0599-66-1708

ホームページにも関連情報を掲載しております ⇒⇒

